

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月20日

呉市長様

提出者

住所

呉市吉浦新町二丁目3-20

氏名

クレトイシ株式会社 呉工場
取締役 伊藤 清彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

0823-31-7171

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	クレトイシ株式会社 呉工場
事業場の所在地	呉市吉浦新町二丁目3-20
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	研削と石製造業 [2172]
②事業の規模	88億1000万
③従業員数	270
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙3 参照

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産 業 廃 棄 物 の 種 類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処 理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】	別紙1のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

現状：前年度（令和 5年度）実績量

計画：今年度（令和 6年度）計画量

単位:トン／年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物の種類										
燃え殻	0	0								
汚泥	452.0	452.0								
廃油	26.00	26.0								
廃酸	0.001	0.001								
廃アルカリ	0.001	0.001								
廃プラスチック類	33.0	33.0								
紙くず	6.2	6.2								
木くず	10.0	10.0								
繊維くず	0	0								
動植物性残さ	0	0								
動物系固形不要物	0	0								
ゴムくず	2.0	2.0								
金属くず	3.0	3.0								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	133.0	133.0								
鋳さい	0	0								
がれき類	0	0								
動物のふん尿	0	0								
動物の死体	0	0								
ばいじん	0	0								
廃乾電池	0	0								
廃蛍光灯	0.4	0.4								
PCB	1.5	1.5								
廃エタノール	8.0	8.0								
合計	675.102	675.102	0	0	0	0	0	0	0	0

単位:トン/年

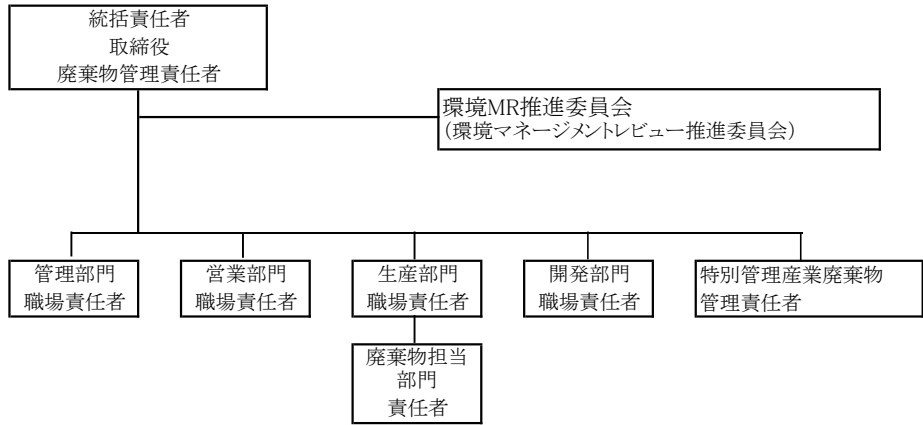
産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻	0	0	0	0	0	0				
汚泥	452.0	452.0	415.0	415.0	415.0	415.0				
廃油	26.0	26.0	0	0	0	0				
廃酸	0.001	0.001	0	0	0	0				
廃アルカリ	0.001	0.001	0	0	0	0				
廃プラスチック類	33.0	33	27	27	27	27				
紙くず	6.2	6.2	6.0	6.0	6.0	6.0				
木くず	10.0	10.0	0	0	10	10				
繊維くず	0	0	0	0	0	0				
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0				
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0				
ゴムくず	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0				
金属くず	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	133.0	133.0	50.0	50.0	50.0	50.0				
鋳さい	0	0	0	0	0	0				
がれき類	0	0	0	0	0	0				
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0				
動物の死体	0	0	0	0	0	0				
ばいじん	0	0	0	0	0	0				
廃乾電池	0	0	0	0	0	0				
廃蛍光灯	0.4	0.4	0	0	0	0				
PCB	1.5	1.5	0	0	0	0				
廃エタノール	8.0	8.0	0	0	0	0				
合計	675.102	675.102	503.0	503.0	513.0	513.0	0	0	0	0

総括責任者		取締役 伊藤 清彦
廃棄物担当者		組織名:製品ライン課リサイクル係 組織人数:2名
役割	廃棄物管理責任者	① 廃棄物処理年間方針の策定
		② 廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
		③ 有資格者の中から特別管理産業廃棄物管理責任者の選任・設置
	環境MR推進委員会	① 廃棄物管理状況の把握と改善策の検討
		② 廃棄物処理削減のための目標の設定及び取組に関する事項
		③ 従業員に対する教育・啓蒙に関する事項
		④ 関連企業との協力に関する事項
	廃棄物担当部門	① 産廃排出時の立会い確認
		② 産業廃棄物管理票の発行及び管理
		③ 特別管理産業廃棄物の保管管理
		④ 産業廃棄物の再生利用等を推進する。
割	管理部門	① 年度月別産業廃棄物処分量集計表の産廃月報作成・報告
		② 監督官庁への各種報告書の作成、提出
		③ 収集運搬及び処分業者との委託契約書の作成、保管
		④ 処分場への立ち入り確認
		⑤ 産業廃棄物関連法規制動向情報の収集及び管理
		⑥ その他関連する事項

1. 産業廃棄物の処理に係る管理体制

呉工場の廃棄物処理に関する管理体制は下記による。

1) 産業廃棄物処理に関する管理組織図



2. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制, 分別, 再生利用に関する事項を含む)

2. 1 産業廃棄物排出計画目標値

産業廃棄物排出処理量の計画目標値は下記とする。

単位:トン/年

項目	現状実績 R5年度	計画 R6年	具体的な取組み
再生利用※	513	513	・ 廃プラスチックを再生燃料として再利用する。 ・ 梱包資材の再利用による木くず発生を抑制する。
排出量	675	675	

※優良認定処理業者への処理委託量も含む

2. 2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

当工場から排出される産業廃棄物は、生産によって発生する不用といし及び粉状の余剰原料、並びに集塵機により回収されるといし削り粉等が、全体の約90%を占める。

したがってこれらの排出をいかに抑制し、再生利用するかにより排出量が大きく左右される。そのため排出抑制として下記の事項を継続的に進める。

- (1) 設計及び製造方法の見直し改善に取組、といし歩留まり率の向上及びといし削り代の削減を図る。
- (2) 社内における製品の梱包方法の改善及び納入業者への簡易包装化等の協力要請。
- (3) 従業員への品質管理教育の実施等により、製品不良率の発生削減。

2. 3 産業廃棄物の分別に関する事項

産業廃棄物管理において、分別収集は基本となる。従業員に対しては、朝礼、通達等により社内ルールの実行を呼びかける。又下記によりその徹底を図る。

- (1) 廃棄物種類別の排出場所の明示。
- (2) 廃棄物種類別収集運搬日の設定。
- (3) 廃棄物収集運搬及び処分についてはそれぞれ委託業者との間で契約書を取り交わし、廃棄物管理票の交付とその保管を確実に実行する。

2. 4 産業廃棄物の再生利用に関する事項

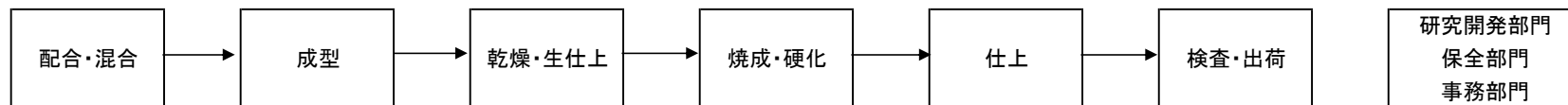
産業廃棄物の発生の抑制を進めていくと同時に、再生利用を進めていくことが、資源の有効利用にもつながる重要なことである。集じん機により回収されるといし削り粉について金属原料への再生利用が可能となっている。更に廃棄物担当部門が中心となって下記事項について継続的に進めていく。

- (1) 廃棄物処分業者の汚泥再利用の拡大
- (2) 削り粉の再利用方法の拡大
- (3) 余剰原料の再利用

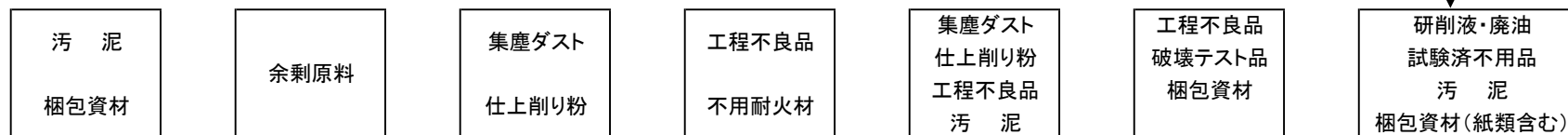
【廃棄物発生フロー図】

別紙3

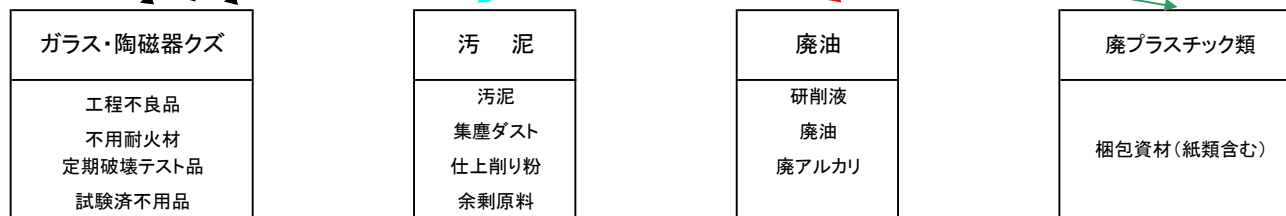
【製造工程】



【発生廃棄物】



【廃棄物種類】



【再利用・処分】

